

耐火建築物の置屋根構造の取扱いについて

建 第 1595 号
昭和 47 年 8 月 11 日
新潟県土木部長
土木事務所長宛

耐火建築物の置屋根の構造について、従前より屋根葺材はもとより小屋組の構成部材についても不燃材（鉄骨）を使用とすることとして取扱ってきましたが、今後の運用について下記の場合も耐火建築物として取扱うこととしたので通知します。（1、2、3にそれぞれ適合する場合）

記

- 1 屋階が耐火構造の床版であり、その上部の置屋根と直下階とが区画されている場合。
- 2 屋根葺材が不燃材で、その下地が準不燃材、不燃材としたもの。（ただし、フィルト等は除く）
- 3 軒（庇）裏が耐火構造または防火構造としたもの、軒先（波風板）を含む。
なお、別添参考図を参照のこと。

参考図

